

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
8月26日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林指定の解除 (美祢市) (森林整備課) 三

保安林予定森林 (下関市) (森林整備課) 三

保安林の指定 (美祢市) (森林整備課) 三

臨港地区の決定 (港湾課) 四

臨港地区の分区の指定 (港湾課) 四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) 四

○公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則 五

○公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程 一〇

山口県告示第二百七十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年八月二十六日から同年九月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 武田薬品工業株式会社
住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 武田薬品工業株式会社光工場
所在地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
四七ーハ	〇・五	令和七、 九、一七	令和七、 九、一七	令和七、 九、一七
備考 「四七ーハ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。				間 隔 連 続 二 四 時 間 変 動 な し

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
七・九	通常	最大	通常	最大	通常
八・五	七・五	五・八	二・八	一・五	一・五
		三・八		最大	二・四
				最大	〇・〇九
				最大	三・二
				最大	五〇、二〇五・一三
				最大	六〇、二七八・四

山口県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美祢市秋芳町別府字岡一七四〇の五、字馬渡り一三三二八の四
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

山口県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊北町大字田耕字南六四九四、六四九七、字金切二一七二二、一一七二三の
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

窒素の値

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
美祢市秋芳町青景字隠館一〇三四一の四七、字中台一〇八〇九の四七、一〇八〇九の一八四から一〇八〇九の一八六まで、美東町綾木字カバノ木山一二〇九八の四
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、室津港臨港地区を次のとおり定めた。

臨港地区の決定に関する告示（平成十七年山口県告示第六百七十九号）は、廃止する。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 臨港地区の区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津

(二) 面積

〇・八ヘクタール

二 臨港地区の区域の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場

山口県告示第二百七十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、室津港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場において一般の縦覧に供する。

臨港地区の分区の指定に関する告示（平成十七年山口県告示第六百八十一号）は、廃止する。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津字立島、字本町及び字瀬戸町の各一部

(二) 面積

〇・八ヘクタール

山口県告示第二百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学南キャンパス解体工事（第三工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学南キャンパス解体工事（第三工区）

(一) 工事場所 山口市桜島三丁目地内

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	六階建	二、五八五・四七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が解体工事のA等級であること。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年八月二十六日
山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

- 二 第三条第二項の通行禁止除外指定車標章交付申請書
- 三 第三条第二項の駐車禁止除外指定車標章交付申請書（第三条第一項第三号へからりまでに掲げるものに係るものに限る。）
- 四 第十二条第一項の安全運転管理者教習申請書
- 五 第十三条第一項の安全運転管理者等資格認定申請書
- 六 第十四条第一項又は第四項の安全運転管理者に関する届出書
- 七 第十四条第一項又は第四項の副安全運転管理者に関する届出書
- 八 第二十三条第一号の安全運転管理者等講習申出書

を

に改める。

- 二 次条第二項の除外標章交付申請書（駐車禁止除外指定車標章にあつては、同条第一項第三号へからりまでに掲げるものに係るものに限る。）
- 三 第十二条第一項の安全運転管理者教習申請書
- 四 第十三条第一項の安全運転管理者等資格認定申請書
- 五 第十四条第一項又は第四項の安全運転管理者に関する届出書
- 六 第十四条第一項又は第四項の副安全運転管理者に関する届出書
- 七 第二十三条第一号の安全運転管理者等講習申出書

第三条第一項第三号中カをヨとし、ヌからワまでをルからカまでとし、ルの前に次の

2 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（解体工事業に係るものに限る。）を受けていること。

2 令和七年八月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事から解体工事について法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知を受けていること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 法第三条第六項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可（解体工事業に係るものに限る。）を受けていること。

2 解体工事について総合評定値の通知を受けていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年九月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十月八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

ように加える。

又 看護師、保健師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため、又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式（二））を掲示しているもの

第三条第二項中「は通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記第二号様式）を、」を「又は」に、「カ」を「ヨ」に、「駐車禁止除外指定車標章交付申請書（別記第三号様式）」を「除外標章交付申請書（別記第二号様式）」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「前項の通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章」を「除外標章」に改め、同項第二号中「カ」を「ヨ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公安委員会が認めるときは、当該各号に定める書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

一 第一項第二号ル及び同項第三号へから又までの通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。） 次に掲げる書類

イ 当該車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類

ロ 当該駐車に係る用務を疎明する書類

二 第一項第三号ルからヨまでの駐車禁止除外指定車標章 次に掲げる書類

イ 当該指定車標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証する書類

ロ 当該指定車標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書類

第三条に次の二項を加える。

5 除外標章の交付を受けた者は、当該除外標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、除外標章記載事項変更届（別記第三号様式）に当該変更が生じたことを証する書類を添えて、公安委員会に届け出なければならない。

6 除外標章の交付を受けた者は、当該除外標章を破り、汚し、又は失つたときは、除外標章再交付申請書（別記第三号様式（二））により、公安委員会に当該除外標章の再交付を申請することができる。

第七条第一項中「を当該車両」を「二通を当該車両」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第三号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

第七条第二項第四号中「不可能」を「困難」に改め、同号イ中「貨物の積卸し」を「重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めるときは、当該各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

一 当該車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類

二 駐車しようとする場所及びその周辺の見取図

三 当該駐車に係る用務を疎明する書類
第七条に次の二項を加える。

6 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、駐車許可証記載事項変更届（別記第四号様式（二））に当該変更が生じたことを証する書類を添えて、当該車両を駐車しようとする道路の部分の存する場所を管轄する警察署長に届け出なければならない。

7 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を破り、汚し、又は失つたときは、駐車許可証再交付申請書（別記第五号様式）により、当該車両を駐車しようとする道路の部分の存する場所を管轄する警察署長に当該駐車許可証の再交付を申請することができる。

別記第二号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

除外標章交付申請書		年 月 日
山口県公安委員会 殿		
住所 (所在地)		
ふりがな		
氏名 (名称)		
電話番号 その他の連絡先		
標章の名称		
番号 標に表 示 されている番号		
除外を受けよう とする期間		
除外を受けよう とする期間		
	<input type="checkbox"/> 以下の山口県公安委員会が定める業務に使用する	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の山口県公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式 (第3条関係)

除外標章記載事項変更届		年 月 日
山口県公安委員会 殿		
住所 (所在地)		
ふりがな		
氏名 (名称)		
電話番号 その他の連絡先		
標章の名称		
標章番号		
標章交付年月日		
変更の内容		
変更の理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式の2 (第3条関係)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
山口県公安委員会 殿	
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の 番連絡 号先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式 (第7条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表番 示号	
許可を受けよう とする日時期	
許可を受けよう とする場所	
許可を受けよう とする理由	
第 号	
駐車許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警察署長 印	

注 申請者は太枠内を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式の2 (第7条関係)

警察署長 殿 駐車許可証記載事項変更届 年 月 日	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の番 連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式 (第7条関係)

警察署長 殿 駐車許可証再交付申請書 年 月 日	
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の番 連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の山口県道路交通規則第七条第三項の規定による駐車許可証は、改正後の山口県道路交通規則の相当規定による駐車許可証とみなす。

山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年八月二十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十七の表第三条第二項の項中「通行禁止除外指定車標章等交付申請書」を「除外標章交付申請書」に、「通行禁止除外指定車標章等」を「除外標章」に改め、同表に次のように加える。

第3条第5項	除外標章記載事項変更届の受理
第3条第6項	除外標章の再交付

附 則

この規程は、令和七年八月二十六日から施行する。